

企画政策課

固 定住推進係 (222・223)

空き家除却に係る経費を助成します

空き家除却に係る補助金の要件の一部を紹介します。詳しくは町ホームページまたは企画政策課定住推進係までお問い合わせください。

※工事の着工前の申請が必要です。工事中、工事完了後の申請については受理できません。

補助対象物件	1 昭和56年5月31日以前に工事に着手された建築物。 2 補助対象空き家ならびに当該補助対象空き家と一体的な利用に供される敷地および建築物が、1年以上使用のない状態であるもの。 3 公共事業等の補償の対象となっていないもの。
補助対象者	1 補助対象空き家について単独で所有権を有する者または所有権を共有する者のうちから合意によって認められた代表者であること。ただし、法人を除く。 2 補助対象空き家の除却工事をおこなう者であること。 3 補助対象者の世帯所得の合計が400万円未満であること。 4 補助対象者が本町における納付すべき町税を滞納していないこと。
補助対象工事(要件)	1 空き家等の所在する敷地を更地にする除却工事(解体、撤去及び処分)。 2 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可証または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する解体工事業者の登録証を有する者による除却工事。 3 除却工事完了後の更地になった土地について、速やかに大崎町空き家等情報登録制度(大崎町空き家等バンク)に登録または1年以内に定住住宅の建設に着手すること。
補助金額	1 補助対象経費の2分の1以内で以下の金額を上限とする。※補助金額の千円未満の端数は切捨て 公共下水道区域：最大500,000円 公共下水道区域外：最大250,000円 2 国道沿いの空き家については、補助対象経費の3分の2以内で最大1,000,000円を上限とする。

企画政策課

固 定住推進係 (222・223)

住宅を新築・購入した方 経費の一部を助成します

町内に定住するために住宅を新築または購入した方に対し、取得に要した経費の一部を助成します。要件などありますので、詳しくはお問い合わせください。

【補助対象者】 新築住宅または中古住宅を取得し、世帯責任者の年齢が住宅の取得日時点において、65歳未満である者

【補助金額】 住宅の取得経費の総額の5分の1を助成します。ただし、補助限度額は下記のとおりです(最大310万円)。

	補助基本額	1世帯につき	100万円	※1 ZEH基準相当
加算金	子育て世帯加算金	義務教育終了前の子が1人	25万円	※2 HEAT20 G2相当
		義務教育終了前の子が2人以上	50万円	
	町内業者施工加算金	1世帯につき	100万円	
	高断熱加算金	外皮平均熱貫流率(UA値)が0.60以下※1	25万円	
		外皮平均熱貫流率(UA値)が0.46以下※2	50万円	
引越祝加算金	町外からの転入	10万円		
	町内からの転居	5万円		